

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市旅館業法施行条例及び熊本市公衆浴場基準条例の一部改正につい

て

熊本市旅館業法施行条例及び熊本市公衆浴場基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市旅館業法施行条例及び熊本市公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

(熊本市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 熊本市旅館業法施行条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「付属する」を「附属する」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 入浴設備 宿泊客を入浴させるために設置された浴槽又はシャワー及びこれらに附属する設備一式をいう。

第2条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条に次の9号を加える。

(10) 貯湯槽 原湯等を貯留するタンクをいう。

(11) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な繊維等を除去する装置をいう。

(12) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(13) 調節箱 洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク

をいう。

- (14) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。
- (15) 循環式浴槽 温泉水や水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。
- (16) 循環水 循環配管により循環している湯水をいう。
- (17) オーバーフロー水 浴槽からあふれた湯水をいう。
- (18) 回収槽 オーバーフロー水を回収するために設置するタンクをいう。

第5条第1項第4号中「入浴施設」を「入浴設備」に改め、同号才を次のように改める。

オ 貯湯槽を設置する場合にあっては、次に掲げる構造であること。

- (ア) 完全に排水できる構造であること。
- (イ) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。
- (ウ) (イ)により難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。

第5条第1項第4号カ中「空気取入口から土ぼこりが入らない」を「次に掲げる」に改め、同号カに次のように加える。

- (ア) 連日使用している浴槽水を用いない構造であること。
- (イ) 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。
- (ウ) 空気取入口から土ぼこり又は浴槽水が入らない構造であること。

第5条第1項第4号ケ(ウ)中「温湿度計」を「温度計」に改め、同号ケを同号シとし、同号クを同号サとし、同号サの前に次のように加える。

ケ 水位計を設置している場合にあっては、その配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

コ 配管にあっては、その内部の浴槽水を完全に排水できる構造であること。

第5条第1項第4号キ(ア)中「(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)」を削り、同号キ(イ)中「循環配管により循環している湯水(以下「循環水」という。)」を「循環水」に改め、同号キ(カ)中「浴槽からあふれた湯水を回収するために設置する回収槽(以下「回収槽」という。)」を「回収槽」に、「入

浴のために使用しない構造である」を「浴用に供する構造になっていない」に改め、同号キを同号クとし、同号クの前に次のように加える。

キ 調節箱を設置している場合にあっては、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設ける等塩素消毒等を行うことができるようすること。

第5条第1項第11号中「入浴施設」を「入浴設備」に改め、「等」の次に「(客室に附属するものを除く。)」を加える。

第6条第4号中「入浴施設の管理」を「入浴設備の管理」に改め、同号ただし書中「クからコまで及びチ」を「カからクまで及びソ」に改め、同号イ及びウを削り、同号エを同号イとし、同号オ中「貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行う」を「次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号オに次のように加える。

- (ア) 設備の破損等の確認を行うこと。
- (イ) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つとともに、これを性能が確認された温度計により監視すること。
- (ウ) (イ)により難い場合には、消毒装置を設置するとともに、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒設備の破損等の確認をすること。

第6条第4号オを同号ウとし、同号カを同号エとし、同号キ中「洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する設備」を「調節箱」に、「当該設備」を「これ」に改め、同号キを同号オとし、同号クを同号カとし、同号ケを同号キとし、同号キの次に次のように加える。

ク 浴槽水の消毒に当たっては、次に掲げるところにより行うこと。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (ア) 塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。
- (イ) モノクロラミンを使用する場合にあっては、浴槽水中のモノクロラミ

ン濃度を1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

(ウ) (ア)又は(イ)に規定する濃度は、頻繁に測定すること。

(エ) (ウ)に規定する測定の結果は、当該測定の日から3年間保管すること。

第6条第4号コを削り、同号サを同号ケとし、同号シ中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の」を「規則で定める」に、「ス」を「サ」に改め、同号シを同号コとし、同号ス中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「シ」を「コ」に改め、同号スを同号サとし、同号セ中「ス」を「サ」に、「シ」を「コ」に、「入浴施設」を「入浴設備」に改め、同号セを同号シとし、同号ソ中「ス」を「サ」に改め、同号ソを同号スとし、同号タ中「入浴施設の構造並びに」を削り、同号タを同号セとし、同号チを同号ソとし、同号ツ(オ)ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難い場合には、次に掲げる措置を講ずること。

a オーバーフロー環水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。

b レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を塩素系薬剤(モノクロラミンによる消毒が適する場合は、モノクロラミン)で消毒すること。

第6条第4号ツ(カ)中「こと」を「ようにするとともに、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること」に改め、同号ツ(ク)中「を防ぐための措置」を「及び循環水に係るエアロゾルの発生を防止すること。」に改め、同号ツを同号タとし、同号タの次に次のように加える。

チ 水位計(センサー方式のものを除く。)を設置している場合にあっては、少なくとも1週間に1回、適切な消毒方法でその配管内の生物膜を除去すること。

ツ シャワーを設置している場合にあっては、次に掲げる措置を行うこと。

(ア) 1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ) 6月に1回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。

(ウ) 1年に1回以上、シャワーヘッド及びホースの内部の汚れの洗浄及びスケールの除去をするとともに、これらの消毒をすること。

第6条第4号テ中「才」を「ウ」に改め、同条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げる、第4号の次に次の2号を加える。

(5) くし、タオル又はヘアブラシを備える場合にあっては、新しいもの又は使用者ごとに消毒したものとすること。

(6) かみそりを備える場合にあっては、新しいもののみとし、使用済みのかみそり（客室で使用されたものを除く。）を廃棄するための容器を備えること。

（熊本市公衆浴場基準条例の一部改正）

第2条 熊本市公衆浴場基準条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第7号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 貯湯槽 原湯等を貯留するタンクをいう。

第2条第9号中「ろ過器」を「ろ過器等」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の3号を加える。

(9) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な纖維等を除去する装置をいう。

(10) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(11) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。

第2条に次の4号を加える。

(13) 循環水 循環配管により循環している湯水をいう。

(14) 調節箱 洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンクをいう。

(15) オーバーフロー水 浴槽からあふれた湯水をいう。

(16) 回収槽 オーバーフロー水を回収するために設置するタンクをいう。

第4条第1項第10号を次のように改める。

(10) 水位計を設置している場合にあっては、その配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

第4条第1項第14号エ中「温湿度計」を「温度計」に改め、同号に次のように加える。

カ サウナの利用に関する入浴上の注意に係る表示を見やすい場所に掲示すること。

第4条第1項第14号を同項第17号とし、同項第13号を同項第16号とし、同項第12号ア中「湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）」を「循環配管」に改め、同号エ中「循環配管により循環している湯水（以下「循環水」という。）」を「循環水」に改め、同号カを次のように改める。

カ 回収槽内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

第4条第1項第12号を同項第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 調節箱を設置している場合にあっては、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設ける等塩素消毒等を行うことができるようすること。

第4条第1項第11号中「空気取入口から土ぼこりが入らない」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 連日使用している浴槽水を用いない構造であること。

イ 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。

ウ 空気取入口から土ぼこり又は浴槽水が入らない構造であること。

第4条第1項第11号を同項第13号とし、同号の前に次の2号を加える。

(11) 配管にあっては、その内部の浴槽水を完全に排水できる構造であること。

(12) 貯湯槽を設置する場合にあっては、次に掲げる構造であること。

ア 完全に排水できる構造であること。

イ 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。

ウ イにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。

第4条第2項第8号を次のように改める。

- (8) 貯湯槽を設置している場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 設備の破損等の確認を行うこと。
- イ 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つとともに、これを性能が確認された温度計により監視すること。
- ウ イにより難い場合には、消毒装置を設置するとともに、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒設備の破損等の確認をすること。

第4条第2項第10号中「洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する設備」を「調節箱」に、「当該設備」を「これ」に改め、同項第13号を次のように改める。

- (13) 浴槽水の消毒に当たっては、次に掲げるところにより行うこと。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- ア 塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。
- イ モノクロラミンを使用する場合にあっては、浴槽水中のモノクロラミン濃度を1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。
- ウ ア又はイに規定する濃度は、頻繁に測定すること。
- エ ウに規定する測定の結果は、当該測定の日から3年間保管すること。

第4条第2項第15号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の」を「規則で定める」に改め、同項第16号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第19号中「入浴施設の構造並びに」を削り、同項第21号ウ中「循環配管」を「ろ過器及び循環配管」に改め、同号オただし書中「回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒する」を「次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号オに次のように加える。

- (ア) オーバーフロー環水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。
- (イ) レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を塩素系薬剤（モノクロラミンによる消毒が適する場合は、モノクロラミン）で消毒すること

と。

第4条第2項第21号カ中「こと」を「ようにするとともに、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること」に改め、同号ク中「を防ぐための措置」を「及び循環水に係るエアロゾルの発生を防止すること。」に改め、同項第22号を同項第24号とし、同号の前に次の2号を加える。

(22) 水位計(センサー方式のものを除く。)を設置している場合にあっては、少なくとも1週間に1回、適切な消毒方法でその配管内の生物膜を除去すること。

(23) シャワーを設置している場合にあっては、次に掲げる措置を行うこと。

ア 1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

イ 6月に1回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。

ウ 1年に1回以上、シャワーヘッド及びホースの内部の汚れの洗浄及びスケールの除去をするとともに、これらの消毒をすること。

第5条第3項第5号中「第13号イ」を「第10号から第15号まで、第16号イ」に、「第14号イからオ」を「第17号イからカ」に改め、同条第4項第5号中「第22号」を「第24号」に改める。

第6条第1号中「事項」の次に「(個室公衆浴場を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本市旅館業法施行条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請(旅館業の施設の全部又は一部の変更を行う場合にあっては、入浴施設の変更を含むものに限る。)がされた旅館業の施設について適用し、同日前に当該確認の申請がされた旅館業の施設については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の熊本市公衆浴場基準条例第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた公衆浴場について適用し、同

日前に当該確認の申請がされた公衆浴場については、なお従前の例による。

(提出理由)

旅館業の入浴施設及び公衆浴場の衛生措置の基準等を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。